

介護保険制度 ～保険料額通知書を送付～

28 年度の介護保険料（65 歳以上）が決まりました。7 月中旬に「納入通知書」または「決定通知書」を送付しますので、保険料額、納付方法などについてご確認ください。

介護保険料の額は本人と世帯員の市・県民税課税状況、本人の所得金額などにより 11 段階に分かれています。前年（27 年）所得などをもとに、今年度の介護保険料を決めています。

【普通徴収】 口座振替または納付書での納付

納期は 7 月から始まりますので、納付書払いの人は、納期内に納めてください。※1 年分の納付書（7 月～3 月分）をまとめて送付しています。通知書に付いていますので、必ずお確かめください。

【特別徴収】 年金からの天引き

今回の通知により 10 月以降の天引き額が決まりますのでご確認ください。なお、40 歳～64 歳の人については、加入している医療保険に上乗せした形で納めていただきますので、個別に介護保険料はかかりません。

納付が困難な場合

震災などの災害で財産に著しい損害を被った場合や非自発的失業、事業の休廃業などにより保険料の納付が困難な場合、保険料が減免されることがあります。また、恒常的な低所得者を対象に減免制度を設けています。詳しくは通知書に同封しているパンフレットをご覧ください。

問い合わせ＝介護保険課資格管理係(559-5077 FAX 563-1447)

利用者負担の負担割合証の送付

介護保険サービスの利用者は、費用の一部を負担してサービスを利用します。この利用者の負担割合は所得に応じて「1 割」または「2 割」となります。そこで、要介護（支援）認定を受けておられる人へ 8 月からの利用者負担割合を記載した「負担割合証」を送付します。お手元に届きましたらご自身の負担割合を確認していただくとともに、ケアマネジャーおよび介護保険サービス事業所に被保険者証と一緒に負担割合証を提示してください。

負担割合証の適用期間は毎年 8 月 1 日から翌年 7 月 31 日までです。

問い合わせ＝介護保険課認定給付係(559-5078 FAX 563-1447)

後期高齢者医療制度

～28 年度保険料額決定通知書を送付～

28 年度の後期高齢者医療保険料額決定通知書を被保険者あてに 7 月中旬に送付します。保険料額や納付方法などをご確認ください。後期高齢者医療制度では、被保険者一人ひとりから保険料を納付いただきます。

<後期高齢者医療保険料の計算方法>

保険料額		均等割額		所得割額
年額 (上限 57 万円)	=	被保険者 一人当たり 48,297 円	+	(総所得金額等* - 33 万円) × 所得割率 10.17%

*総所得金額等とは収入額から控除額を引いた金額です。(ここでいう控除額とは、公的年金等控除額、給与所得控除額、必要経費のことをいい、社会保険料控除・扶養控除等の所得控除は含みません)

◇27 年中の総所得金額等が一定の金額以下の人や、制度加入前日に被用者保険の被扶養者だった人は、保険料が軽減されます。

(1) 納付方法について

納付方法は次の 2 通りです。

【特別徴収】 年金からの天引き

自動で天引きされるので、手続きの必要はありません。天引き対象となる年金が年額 18 万円以上であり、後期高齢者医療保険料と介護保険料を合わせた額が年金受給額の 2 分の 1 を超えない人が対象です。

【普通徴収】 口座振替または納付書での納付

7 月から翌年 3 月まで毎月の納付です。口座登録がない人には、通知書の 5 枚目以降に今年度分すべての納付書を添付しています。

※新たに被保険者となる人や住所を異動した人は、特別徴収の対象となる人でも、一定期間は普通徴収になります。

(2) 納付方法の変更について

年金天引きになっている人は、申請により口座振替による納付方法に変更することができます。

なお、配偶者など本人以外の口座からの納付に変更した場合、その社会保険料控除は、口座振替により納付した人に適用できるため、世帯全体の所得税や住民税が減額となる場合があります。

(3) 納付が困難な場合

申請により次の①から④に該当する人は保険料の減免や一定期間保険料の徴収の猶予を受けることができます。

- ①災害で大きな損害を受けたとき
- ②所得の著しい減少があったとき
- ③他の被保険者や世帯主が死亡したことなどにより世帯の所得が軽減判定基準以下となる時
- ④一定期間給付の制限を受けたとき

保険料を滞納すると、督促手数料や延滞金が加算される場合があります。納付が困難な場合は、早めに納付相談をしてください。

問い合わせ＝保険料額は、兵庫県後期高齢者医療広域連合(078-326-2021) 納付方法・納付相談は、市国保医療課資格収納係(559-5050 FAX 559-2636)

表：負担割合と自己負担限度額など

所得区分	負担割合	自己負担限度額(月額)		入院時の食事代 標準負担額 (1 食あたり)	該当条件 ※1 (27 年中の所得から算出される住民税の課税所得等をもとに区分が分かります)
		個人単位 [外来]	世帯単位 [入院含む]		
現役並み 所得者	3 割	44,400 円	80,100 円 + 1 % ※2 [44,400 円] ※3	360 円 ※4	同一世帯に住民税課税所得 145 万円以上の後期高齢者医療被保険者がいる人 ※6
一般	1 割	12,000 円	44,400 円		上記以外で、住民税が課税されている人が同一世帯内にいる人
Ⅱ		8,000 円	24,600 円	210 円 [160 円] ※5	世帯員全員が住民税非課税の人
Ⅰ			15,000 円	100 円	世帯員全員が住民税非課税であり、かつ各所得が 0 円の人 ※7

～7 月下旬に新しい保険証を送付～

8 月 1 日からお使いいただく後期高齢者医療被保険者証を 7 月下旬に送付します。8 月からは新しい保険証をお使いください。保険料の滞納状況によっては、有効期限が短い保険証(短期被保険者証)を送付することがあります。納付が困難な事情がある場合は、早めに相談してください。

(1) 一部負担金の割合(負担割合)について

負担割合は、所得や世帯構成により 1 割・3 割の 2 種類があります。同一世帯内の被保険者の 27 年中(1～12 月)の所得により算出された 28 年度の住民税課税所得などから下表の該当条件をもとに計算され、世帯状況の異動や所得の更正などにより、随時変更されることがあります。

(2) 1 カ月あたりの自己負担限度額について

医療機関に対し 1 カ月間に支払う自己負担額は、外来・入院ともに下表の区分に応じた限度額までです。ただし、下表区分Ⅰ・Ⅱの場合、医療機関窓口での支払いを限度額までに抑えるためには、「限度額適用・標準負担額減額認定証」(以下、限度額証)を医療機関に提示する必要があります。限度額証が必要な場合は、市の担当窓口まで申請してください。また、現在、限度額証をお持ちで、引き続き該当条件を満たす人へは、7 月下旬に新しい限度額証を保険証とあわせて送付する予定です。

(3) 高額療養費について

複数の医療機関にかかった場合や、医療機関へ限度額証を提示できなかった場合など、自己負担限度額を超える医療費を支払った場合は、後日高額療養費として還付される仕組みとなっています。

(4) その他

詳しくは、新しい保険証と同封しているパンフレットなどをご覧ください。

問い合わせ＝

市の担当窓口：市国保医療課給付係(559-5049 FAX 559-2636)

制度全般について：兵庫県後期高齢者医療広域連合事務局コールセンター(078-326-2021)

【下表について】

- ※1 同一世帯に 19 歳未満かつ合計所得金額 38 万円以下の人がいる場合は、一部計算が異なる場合があります。
- ※2 医療費が 267,000 円を超えた場合、超過額の 1 % を 80,100 円に加算します。
- ※3 [] 内は過去 12 カ月以内に世帯ですでに 3 回以上高額療養費が支給されている場合、4 回目からの額
- ※4 指定難病の人については 260 円。また、28 年 3 月 31 日において 1 年以上継続して精神病床に入院していた人で 28 年 4 月 1 日以降も引き続き入院している人は当分の間、260 円となります。
- ※5 [] 内は過去 12 カ月の入院日数が 90 日を超える場合、91 日目からの額(申請が必要)
- ※6 昭和 20 年 1 月 2 日以降生まれの被保険者がいる世帯は、住民税課税所得額 145 万円以上であっても、被保険者全員の基礎控除(33 万円)後の総所得金額等の合計額が 210 万円以下であれば、1 割負担となります。
- ※7 年金の所得は控除額を 80 万円として計算します。